

2026年度奈良県予算編成に関する要望書

個別要望

2025年12月16日
日本共産党奈良県委員会
日本共産党奈良県会議員団
県会議員 山村 幸穂

1 医療、介護の充実、子育て支援など、社会保障、福祉・教育を最優先に

1. 医療、介護、保育、福祉などの労働者の抜本的な賃金引き上げと待遇改善を国に求めるとともに、県としても独自の支援策をおこなうこと。

【1】医療

1. 高すぎる国保料の県独自の減免を行うこと。国保県単位化によってできなくなった市町村独自の減免策を認めること。
2. 国民健康保険料の減免制度は、恒常的生活困窮者を対象とすること。
3. 国保料滞納者に対して、機械的に差し押さえをしないこと。
4. 貯め続けている基金を活用し、保険料軽減にあてること。
5. がん対策をすすめること。
 - ・早期発見、早期治療につなげるよう検診率をあげること。
 - ・専門知識をもった医療従事者を養成し、奈良県の患者が他府県に行かなくても治療が受けられるよう、体制を充実すること。
 - ・がんになっても働き続けることができるよう就労支援に取り組むこと。
 - ・がん相談支援センターに専任職員を配置すること。
 - ・オストメイトの補装具に係る給付額の増額をすすめること。
6. 新たに妊産婦医療費助成制度をつくること。
7. 二次救急医療の患者受け入れ体制を充実するために県の支援をおこなうこと。
8. 南和医療センターに分娩できる体制をつくること。
9. 認知症など精神病の合併症をもつ場合の救急医療体制をつくること。
10. 地域医療構想の実施にあたっては、地域の実情に応じて住民の医療を守る立場をたもつこと。

11. 後期高齢者医療二割負担を廃止するよう求めること。
12. コロナ禍の教訓を踏まえ、今後の新興感染症対策を強化するためにも、保健所機能の強化と保健師の増員をすること。
13. 改訂される保健医療計画で、コロナ禍の教訓を生かして感染症対策全般の強化をすること。
14. 県総合医療センター等の公的医療機関で無料低額診療を実施すること。
15. 国に対して院外処方箋を受け付ける保険薬局等も無料低額診療事業の対象とするよう求めること。

【2】介護保険

1. 介護保険の保険料の値上げをくい止め、引き下げをすすめること。介護保険の保険料・利用料の県独自の減免制度をつくること。要支援1、2の総合事業は内容を充実させること。
2. 介護保険制度改悪(要介護1、2の保険外し、利用料の2割への負担増)に反対すること。
3. 地域での介護、医療、福祉のネットワークをつくり、住み慣れた地域で住み続けられる支援をすすめること。
4. 必要な人へ、養護老人ホームの利用を促進すること。
5. 地域包括支援センターは、中学校区に1か所の増設をめざし、マンパワーや運営費に対して県としても支援をおこなうこと。
6. 介護報酬改悪で介護職員の処遇の悪化、小規模介護施設の撤退が相次いでいる。県として実態を把握して、国へ対策を求めること。
7. 県内で働く介護職員の実態調査を行って、介護職員確保対策を進めること。
8. 介護保険制度の見直しで、利用料の負担増や利用制限はしないよう国に要請すること。
9. 65歳以上高齢者の医療費助成制度を実施すること。
10. 加齢性難聴の補聴器購入に助成制度をつくること。
11. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設を増設すること。

【3】子育て支援

1. 子育て・保育新システムによる、保育の公的責任を後退させず、国と自治体の責任による保育制度を堅持すること。保育士のさらなる処遇改善を政府に求めるとともに、独自の支援をおこなうこと。
2. 保育所入所の待機者をなくすために、保育所増設など市町村を支援すること。保育内容について産休明け保育、長時間保育の拡大、夜間保育や病児・病後児保育、障害児保育、一時保育など現行制度を拡充すること。新たに設置された病児保育を安定的に持続するための補助金増額を求めること。保育所全体を対象にして県単独での保育士配置基準の引き上げをおこなうこと。
3. 障害をもつ子どもの放課後保障をすすめること。
4. 学童保育の待機をなくし、規模の大きいクラスの解消に県の支援を強めること。
5. 地域に子育て支援センターを増設して、きめ細かな支援を実施できるようにすること。
6. 児童虐待防止全国共通ダイヤル「189」を広く普及すること。
7. 保育所・幼稚園の無償化に伴い、実費徴収がされる給食費助成をおこなうこと。
8. 子どもの貧困対策は、実態調査を市町村ごとに行い、公表するとともに、具体的数値目標をもった計画をもち、すすめること。
9. 子ども食堂と学習支援など子どもの貧困対策を継続し、強化すること。
10. 児童手当の増額を求めること。
11. 医療的ケア児保育を拡充すること。看護師配置加算の補助金を拡充すること。

【4】障害者対策

1. 65歳以上の福祉サービスについて介護保険優先ではなく、これまで通り障害者福祉サービスであることを通知すること。
2. 精神障害者の医療費助成は、すべての手帳所持者を対象に適用すること。
3. 障害者サービスの基盤整備をすすめ、どこに住んでいても安心して利用できるよう県として支援すること。

4. 就学前の障害児を安心して預けられる通園施設や保育所の充実を図り、人員の加配を県単独で実施すること。
5. 発達支援センターは、西和圏域にも設置して職員配置の体制を充実すること。
6. 子どもの発達を保障する総合的な療育センターを設置して、障害児の早期発見、早期療育の体制を強めること。5歳児検診を実施すること。
7. リハビリテーションセンターの医師、専門職員の体制を強化すること。訪問療育の体制を強化すること。
8. 県の障害者雇用は精神障害、発達障害を含めて、すべての障害者を対象とすること。
9. 誰もが安心して生活できる街となるように、バリアフリーをすすめ、県道の安全対策をすすめること。
10. 県内に8ヶ所ある重症身体障害児者が短期入所できる病院のうち、受け入れ対象や人数、体制などから、中南部の障害児者も北部の施設を利用することが多く、送迎に大きな負担があります。県中南部の中核施設である「奈良県障害者総合支援センター」での受け入れ人数の増加、送迎等通園手段の確保などを早急に実現すること。
11. 地域支援事業の一つである移動支援事業は、移動困難な障害者にとって、必要不可欠なサービスです。しかし、地域支援事業の実施主体は、市町村となっており、地域間格差があります。また、通勤、通学や施設入所者は利用できないという制約もあります。引き続き根本的な制度変更を国に要望するとともに、地域間格差が出ないよう県として援助をすること。

【5】最低生活の保障を

1. 憲法違反と認定された生活保護基準の切り下げに対して、すべての受給者への謝罪と差額の支給を行い、保護基準を引き上げるよう国に求めること。
2. 保護課ケースワーカーに対する研修制度を充実すること。
3. 保護課ケースワーカーを「標準数」にもとづき増員すること。
4. 夏季加算の設置を働きかけ、国の給付が実現するまでは、県単独で補助、支給を行うこと。
5. 冬季暖房費の増額を国に申し入れ、国の給付が実現するまでは県単独で補助、支給を行うこと。
6. 自動車がないければ生活および仕事ができない場合は保有をみとめること。
7. 実態無視の就労指導の強要をしないこと。自治体として仕事の場を確保、拡充するため努力すること。
8. 生活保護の申請書類を市町村窓口置き、申請権を保障すること。
9. 保護世帯に、医療券方式を改め、医療証を発行すること。
10. 母子加算の削減をさせないこと。
11. 「生活保護のしおり」を見直し、積極的に活用し、通院交通費や一時扶助の内容を保護者に知らせること。
12. 低年金保障制度を創設するよう、国に要望すること。

【6】難病対策

1. 繊維筋痛症の患者が安心してかかれるよう医療体制を整えること。長期にわたる痛みやうつ状態、日常生活に介護がいるなどの場合、障害者手帳の交付対象とすること。
2. 難病支援の対象となる疾患を狭く限定せず、幅広く支援を受けられるようにするとともに、支援の内容を拡充するよう国に求めること。
3. 現在、身体障害者手帳を交付されていない難病患者についても、手帳の保持者と同様の支援を受けられるようにすること。
4. 難病認定申請にあたっては基準以下でも受理して、再申請するまでの間にかかる多額の検査費用についても考慮し、かかるとの認定を認めること。
5. 2015年の難病法で医療費助成の対象疾患が拡大された一方で、症状の軽い「軽症者」は助成制度から外れました。軽症と判断された人は収入が不安定な中で医療費が増えるため、通院回数を減らす受診抑制となり、重症化する事態もおこっています。指定難病患者の重症度分類基準廃止を国に働きかけること。
6. 指定難病患者および長期慢性疾患患者、小児慢性疾患患者は県内での診察が難しく、県外の病院へ通院の方も多くなります。休日や急患時にそうした疾患でも県外の病院と連携して県内で対応できる体制を推進してください。
7. 新規申請については難病指定医が指定難病であることを診断した日から医療費助成の対象となるようにすること。
8. 障害者総合支援法・介護保険制度の認定にリウマチの特性である痛みや変形、症状の変化を考慮してください。

9. 視覚障害者の同行援護の支援について市町村格差がないように個人に合わせて時間を決定するよう県から指導すること。
10. 公立病院にリウマチ科を設置すること。
11. 難病患者が利用しやすい利便性の良い場所に難病支援センターを設置し、患者団体の支援をすること。

【7】住宅対策

1. 「住宅は福祉」「住まいは人権」という立場にたって高齢者や障害者が使いやすい、福祉向けの住宅の建設をすすめること。入居者の実態にあわせて、使いやすい改造ができるようにすること。老朽化した県営住宅は早急に改善すること。
2. エレベーター設置などバリアフリー化をすすめること。
3. 県営住宅の入居募集は、申し込み回数の多い人を優先できるようにすること。高齢者以外でも保証人を確保できない場合も、入居できるようにすること。
4. 高齢者が民間住宅を借りられるよう、公的保証制度を創設すること。
5. 低所得者や青年世帯、一人親家庭に民間住宅家賃の補助をおこなうこと。

【8】教育条件の整備

1. 変動制労働の導入はおこなわず、教職員の多忙を解消する実効ある業務の見直しをすすめ定員増を求めること。
2. 講師の正式採用枠の確保や身分安定と待遇改善をすすめること。定数内講師は解消すること。
3. 小中学校の30人以下学級を早期に実現し、教育予算を拡充すること。
4. 「日の丸」「君が代」は押しつけないこと。「新しい歴史教科書をつくる会」などの教育への介入、「解同」などによる特定の運動方針のおしつけなど特定団体の公教育への介入に反対し、学校教育の自主性をまもること。
5. 人権教育と名を変えただけの同和教育を廃止し、部落問題については社会科教育、歴史教育であつかい、子どもの発達段階に即して、科学的認識にもとづく正しい学習をすすめる。
6. 高校無償化は、県外通学生も対象にすること。国が同制度を創設するよう求めること。
7. 県立大学において経済的に苦しい立場にあり、真に学ぶ意欲のある学生に対し、早急に給付制奨学金制度の創設を行うこと。
8. 家庭が負担する学校費用(教材や制服、体操服など)の軽減をはかること。
9. 子どもの安全を守るためにも、学校安全条例をつくり施設の整備や安全のための職員を各学校に配置すること。
10. いじめ問題解決にむけては、いのちを守ることを第一に、厳罰主義を改め、養護教師の複数配置など、人的支援を強めること。
11. 市町村ごとの労働安全衛生体制を確立し、教師の多忙化を解消すること。
12. 高校に不在者投票所を設置すること。
13. 寄宿舍の入寮対象地域の拡大をするための条例改正をおこなうこと。
14. 小中学校へのエアコン稼働にともなう電気代について、県独自の補助金制度を創設すること。
15. 図書館司書の全校配置と常勤化をすすめること。図書購入費を確保し、学校図書標準を達成する学校を確実にふやすこと。
16. 特別支援学校を卒業した生徒の学びの場として、専攻科の設置を進めること。
17. ヤングケアラーの問題解決へ相談支援を強めること。
18. 中高一貫校など「特別な学校づくり」や学校間格差をなくし、競争主義の「入学選抜」を見直し、要望の強い普通科を増やすこと。
19. 不登校問題について教職員や保護者が気軽に相談できるセンターをボランティア団体や専門家などの協力を得て各所に開設すること。通いやすい別教室の設置やフリースクールなどの自主的な取り組みを支援すること。
20. 学校体育館のエアコン設置の補助を拡充して推進すること。
21. 特別支援学校の過密を解消すること。老朽化した施設設備を改修すること。
22. ICTの活用にあたっては新たな格差を生まないように、機器の購入や通信環境整備などは公費で行うこと。県立高校生のパソコン購入は公費負担とすること。

23、住民合意のない学校統廃合や小中一貫校、義務教育学校の創設を進めないこと。

【9】文化・スポーツ活動への支援

1. 県中南和地域の文化の拠点施設である橿原文化会館を存続すること。
2. 文化予算を大幅にふやすこと。県内アーティストへの創作活動、文化活動を直接支援する基金や補助金制度をつくり、オーケストラなどの練習場や絵画、彫刻の創作のための場所などの低廉な費用での提供、県内音楽、演劇などの観賞団体、親と子を対象とした観賞団体などにたいして県文化会館国際ホールや橿原文化会館大ホールなどの使用料軽減措置を拡充すること。常設展に限らず特別展等も子どもや高齢者、障害者にたいする映画館や美術館、考古学博物館などの入場料無料化を実施すること。
3. 中南和地域の文化活動の拠点である県立橿原文化会館を存続すること。
4. 児童・生徒を対象とした芸術鑑賞や創作活動の機会を増やすための支援事業を抜本的に拡充すること。
5. 県内アーティストや文化活動を支援する基金や補助制度を作り、創作活動や練習・発表等への支援を強化すること。
6. 県立図書情報館を含む公立図書館、学校図書館のサービス充実、向上を支援すること。
7. 有害図書対策及びインターネットを通じた有害情報対策を抜本的に強化すること。通学路など児童生徒の誰もが手にすることができる場所に陳列されている「求人雑誌」に注意を払い、少年少女をいかがわしい「仕事」の危険から守ること。
8. 「スポーツはすべての人々の権利」と明記されたスポーツ基本法の精神を活かし、公営スポーツ施設の建設・整備を計画的にすすめるとともに、各施設の運営の改善をすすめること。
 - スポーツ施設使用の手続きをスポーツ基本法の精神を活かし、改善すること。
 - 施設の使用料は低くおさえ、使いやすくすること。
 - 施設運営の民間委託はやめること。
9. スポーツ振興という本来の目的を逸脱している「サッカーくじ」は廃止するよう、国に求めること。スポーツ予算は「サッカーくじ」に頼らず、国と自治体で確保すること。
10. 県立スポーツ施設のバリアフリー化を進め、古くなった施設の改修を急ぐこと。
11. 県民が地域でスポーツを楽しめる施設をきめ細かく、計画的に整備すること。
12. 子どもたちが安全に自由に利用できる児童公園や子ども広場などを身近な場所に整備すること。

【10】「子どもを犯罪から守る条例」「少年補導に関する条例」を廃止すること

【11】子どもの権利条例を制定すること

2 地域経済の振興、雇用の確保を

【1】人間らしく働く権利を守る

1. 非正規雇用を正規雇用にかえる転換資金を活用するなどして、奈良県の正規雇用を、目標をもち確実にふやすこと。
2. 労働局、学校と連携して、若者に働く権利についての啓発をすすめること。
3. 県職員の人事評価制度はやめること。サービス残業をなくし、人間らしく働けるようにすること。
4. 県の委託業者の労働実態を調査し、ワーキングプアをなくすこと。
5. 奈良県の最低賃金は改定のたびに近隣府県との差が拡大している。最低賃金を時給1500円以上に引き上げ、全国一律とするよう国に求めること。
6. 介護基盤整備の促進など福祉施設の充実で福祉職員確保、30人学級の実施で教職員確保と定数配置、必

要な病院職員の配置、消防職員の定数配置など、地元での雇用拡大をすすめること。

7. リストラアセスメント法、解雇規制法、労基法の抜本改正を国に求めること。
8. 国交省による公共工事設計労務単価の引き上げが現場の労働者の賃上げにつながるようにすること。
9. 「ブラック企業」、ブラックバイトの実態調査を実施し、違法な働かせ方がある企業に対しては厳格に対応すること。
10. 急増する外国人労働者と家族の、困ったときに相談支援にのる施設等を市町村と連携して開設すること。外国人家族の子どもの教育、こたばの教室など支援を強めること。

【2】中小商工業、地場産業を支援し、県経済の主力としてふさわしい振興をはかる

1. 奈良県中小企業振興条例を生かして、新規産業育成やベンチャー企業支援に片寄った産業政策を改め、県として産業政策をもって、中小企業支援策をすすめること。県内の中小商工業の実態調査を活かして、中小業者の知恵を結集して、キメの細かい対策をすすめること。
2. 県の融資制度の低利の借り換え制度をつくること。
3. 小口保証など、現在は「半額以上の返済」が条件となっているが、条件の緩和をすること。
4. 企業の誘致にあたっては、「雇用計画書」の提出を求め、「企業立地補助金制度」は既存の企業にも正規社員の拡大に結び付くように運用すること。また企業の撤退については「事前協議」を求め、身勝手な撤退やリストラをおこなう場合には補助金の返還を求めること。
5. 消費生活相談センターの正規職員を増やし、相談員の処遇を改善すること。
6. 自治体が随意契約でおこなえる小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格のない地元の中小業者にも発注できるように「小規模事業者登録制度」を県としても実施すること。
7. 大型店出店を抑制し、出店にさいしては地域の商店街の振興や住環境に調和するよう、実態調査や影響調査を実施し、街づくり計画のなかで整合性をはかること。大型店出店、撤退のルールをつくること。
8. 地域の商店がなくなることから、買い物の困難が増えている。実態を調査し、対策をすすめること。
9. 県産業会館内にある起業を支援する賃貸スペース「ビジネスインキュベータ」の利用が低迷している。もっと使いやすい仕組みなど検討すること。
10. 靴下・繊維産業など地場産業の対策をすすめること。
11. 仕事と雇用を増やす一般リフォームも含めて、リフォーム助成制度を充実すること。
12. 公契約条例を見直し、ふさわしい賃金水準の設定にすること。

【3】奈良県農業を立て直し、家族経営を大事にして農業の多面的振興をはかる

1. 遊休農地対策を強化するため県独自の利活用支援策をつくること。
2. 現行の野菜価格安定基金による価格補填制度について産地と品目の拡大など、適用条件を改善し、産地の要望を聞いて補償基準価格の引き上げを国に要求するとともに、国の基準からはずれる産地についても県独自の価格補償制度をつくること。
3. 政府のすすめる「新農政」に追随しないで、続けたい人、やりたい人は、みんな農業の大事な担い手として、家族経営を維持・発展させることを基本に、若い後継者への現行の融資以外の資金援助、低利融資を受けられる対象農家の拡大、農家の合意をふまえた農地の合理的利用、促進をはかること。
4. 農業振興事務所や技術センターなど、現場の専門職員の体制を拡充すること。
5. 深刻な鳥獣被害対策に県としても独自の支援を強化して、予算を拡充すること。狩猟免許所得申請の手続きの必要な改善をおこなうこと。鳥獣被害により捕獲した鹿やいのししなどをジビエとして提供できる体制をつくり、研究するなど、必要な支援をすること。
6. 奈良県の食糧自給率はカロリーベースで14%で全国41位である。国に対して自給率向上を求めること。
7. 新規就農者に対して自立できるまで、農地借り上げ、営農指導などの支援を続けること。
8. 国連家族農業10年にもとづき、県としてもこれを具体化すること。
9. 県産米や県産小麦をはじめ、学校給食に地産農作物の活用を進めること。
10. オーガニック給食推進を支援して県としても進めること。
11. 肥料や飼料・燃料の高騰対策を継続するよう国に求め、県としても独自の支援をおこなうこと。

12. 地産地消を進め、農産物直売所へ支援を強めること。
13. 担い手支援は、認定農家や専業農家に限らず、農業にかかわるすべての農家に対象を広げること。
14. 種子条例を制定すること。
15. 中山間地直接支払制度の減額をしないように国に求めるとともに、不足する場合、県が補填すること。
16. 公共事業に県産木材の活用を促進し、県産材利用の拡大をすすめること。
17. 県産木材利用の住宅への補助や融資、利子補給などを拡充すること。
18. 間伐材や木くずの燃料化、再生可能エネルギー事業の促進をはかること。
19. 森林災害を防ぐために、森林組合への支援や市町村の職員体制強化の支援を行い、森林の実態調査や、対策を進めること。

【4】林業危機を打開し、奈良県林業の振興をはかる

1. 国の森林林業再生法は全国一律の政策であり、急峻で小規模の民有林が多く、地区外地主が多い奈良県の実情にあわない点が多いため、国に実態に見合う制度になるよう求めること。
2. 除伐、間伐作業の遅れを解消するために、作業に必要な費用への助成、販路確保と労賃を補償する価格対策など総合的な保育対策を強めること。
3. 国の景気対策は大型公共事業ではなく、国土を守る森林整備事業にまわし、間伐材を使った林道整備、地域の条件を活かした作業同整備の促進、生活林道や作業林道の整備促進、モルルール設置事業を拡充するなどもとめること。
4. 公共事業に木材の活用を図ること。学校の改修、机・椅子などの施設設備、福祉施設の建設、県営住宅の建替えなど県施設に県産材を使うなど木材利用、県産材利用の拡大を図ること。道路の手すりや橋げた、木材チップ舗装、土止めなど木材を使えるあらゆるところに木材使用を検討・研究し、県産材使用住宅への別枠融資、利子補給制度を拡充すること。県産材加工センターを県や市町村に設置し、木材需要の拡大、県産材の活用を図ること。CLT(断熱性や遮炎性、遮熱性、遮音性などの複合的な効果があるとされる「直交集成材」)の活用を促進すること。
5. 水資源や緑を確保する森林施策を推進し、風、水害、虫害などの被害に強い森林管理を確立する。また、都市近郊の里山や丘陵地帯の緑を守ること。
6. 林業地域市町村でのバイオマス発電の事業研究、事業推進を県としても支援し、積極的にすすめること。

【5】観光対策

1. 奈良県の歴史・生活文化・豊かな自然環境に根差した貴重な資源・地域の宝物である3つの世界遺産、世界遺産暫定一覧表に追加された地域も含めてこれらを生かし、地場産業や伝統産業など地域経済の振興も含めた観光政策とすること。
2. インバウンドだのみの観光政策を改め、他の観光都市と差別化された「古都・奈良」の魅力を創造し、滞在型観光の追求、リピータ客の増加をはかる施策を推進すること。
 - 低価格で宿泊が提供できる施設等への補助など、長期滞在の拠点づくりを整備すること。
 - 奈良公園をはじめ奈良市内の観光シーズンの渋滞対策として、奈良公園への車の進入を全面的に規制するとかパークアンドライド、LRTの本格的導入など総合的対策を研究・検討し、すすめること。
3. 古都奈良の魅力を発信して、長期滞在型観光やリピーターを増やす取り組みを行うこと。
4. 開発中心型ではなく、住んでよし、訪れてよしといえるように、地域経済と共存できるように地元事業者の参画、連携を強めること。
5. 奈良公園の「文化的価値」を壊し、一時的な経済的利益を追求した開発型の「奈良公園基本戦略」「奈良公園特区」を「地域益」の観点から見直し、住民も参加した協議会等で「奈良観光」の魅力・固有価値を再検討すること。
6. 観光産業と連動した奈良晒、奈良墨、奈良人形、奈良うちわなどは、観光産業と連動した伝統・地場産業として、暮らしになじんだ文化の香り高い「奈良ブランド」をつくり出してきたが、生活様式の変化や構造不況の影響から、高齢化、原材料・道具類の枯渇など、技術の継承が困難な状況である。伝統産業振興のため、関係者の英知を結集した支援策を講じること。
7. 県が重視するイベントは、地元事業者が参加したり、メリットがあるよう連携を強めること。

8、障害者も利用できるよう、観光地の温泉のバリアフリー化を支援すること。

3 環境保全や災害対策を強化し、住民の安全を守る

【1】環境の保全

1. 酸性雨から、文化財を守るために、奈良公園内の車の通行規制、流入規制の施策検討をすすめ、推進すること。
2. 県民のいのちの水を守るために、水源保護条例を制定すること。
3. 環境アセス条例の目的は、健康で文化的な生活の確保に資することとする。

【2】CO₂削減のため再生可能エネルギー利用促進

1. 国に対して2030年にCO₂の50～60%削減(対2010年比)を目標とし、石炭火力発電や原発をベースロード電源とするエネルギー基本計画を見直すよう求めること。
2. 再生可能エネルギーの利用促進のためにより積極的な目標をもって取り組むこと。
3. 住宅の断熱化など省エネ・再エネ導入を促進する補助事業を抜本的に拡充すること。
4. 学校や公共施設の省エネ・断熱化、太陽光パネル等の設置や省エネ機器の導入等市町村が行う事業に対して補助をすること。
5. ごみ処理広域化計画を改め、ごみの徹底した分別や減量化を促進すること。
6. 平群町で進められている森林を壊し水害のおそれがあると住民が反対しているメガソーラー開発の許可取り消しを求める。

【3】ゴミ減量リサイクル支援

1. 適切な環境教育をすすめること。
2. 製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求するとともに、製造・利用者負担による回収・再利用を義務づけるデポジット条例を制定する。また、処理困難物は、製造者の責任で回収・処理させるための法整備を政府に求めること。
3. ダイオキシンの排出規制をヨーロッパ並に強化するよう国に要求するとともに、塩化ビニール製品を使わない、燃やさないという企業、公共団体、住民などのとり組みを促進すること。ゴミ処理施設からの重金属の排出についても測定すること。

【4】産業廃棄物対策

1. 県廃棄物対策課の体制を強化し、産業廃棄物施設の安全に関する厳しい監視体制と違法、不適性処理については、根絶するために県の責任をはたすこと。産業廃棄物の安全処理の排出者・発注者責任を明確にして、条例で資源化目標や減量計画を策定させ、実行させること。
2. 産業廃棄物処分場は跡地も含め、配置地図の作成など実態を明らかにし、安全対策をすすめること。
3. 県外ゴミの搬入は、要綱にもとづき、規制すること。
4. アスベスト含有の廃棄物は適正な処理をおこなえるよう対策を徹底すること。

【5】災害対策

1. 自然のバランスを壊す「乱開発」では災害リスクを増大させることになるため、あらゆる公共事業、開発行為に「防

- 「災」の観点での事前調査をおこなうこと。
2. 残土条例を制定すること。
 3. 被災者生活支援法等の見直しを国に求め、住宅改修に一部損壊も対象にするなど県独自に支援拡充をおこなうこと。
 4. 避難所となる施設への空調設備設置や生活環境改善に取り組み、だれもが安心して避難できる場とすること。福祉避難所を増設すること。
 5. 県総合防災拠点の整備は、県民が利用しやすい施設とすること。深層崩壊の発生メカニズムを解明・研究し、土砂災害から命と財産を守る学習の場ともなる奈良県広域防災センター施設(「紀伊半島(奈良県)深層崩壊・土砂災害研究所」、「奈良の自然史博物館」)を設置すること。
 6. 治山治水対策の予算を大幅にふやし、砂防事業の促進、とくに土石流危険渓流対策、地滑り危険箇所、急傾斜崩壊危険個所の災害防止対策事業の促進をはかり、河川の保水・遊水池機能に力点を置いた全面的な治水対策を促進すること。
 - 山腹崩壊の減災対策は危険の早期発見、早期対策が欠かせないため、継続的な航空写真データの解析、動き探知機器設置箇所を増設するなどして微細な山腹の動きを察知するシステムを確立すること。
 - 河川改修を計画的に促進し、河床を引き下げするための堆積土砂の浚渫や草刈りなど河川の清掃の作業回数は、これを増やすこと。
 - 山間地域における道路網は幹線にとどめず、生活道路等にも支援をしっかりとおこない、「網の目の道」網を構築すること。
 7. 大和川流域総合治水対策を進めるにあたり、国・県・市町村が一体となって、「溜める対策」に取り組み、必要な財政措置を国に求めること。県としても市町村に対し積極的な支援を行うこと。市町村の貯留対策事業の確実な推進のために、県の強い指導性を発揮すること。田畑や池を遊水地として活用できるよう保全すること。
 8. 消防署員(消防団員)の抜本的な増員を図ること。消防署所には土砂災害にも対応できるユンボ等土木建築重機を配置することを支援すること。
 9. 防災施設となる公共施設および学校の常設トイレは洋式化、乾式化すること。また、温水洗浄便座の導入を促進すること。
 10. 災害備蓄は抜本的に増やして、避難所等現場に配置して、災害時すぐ活用できるようにすること。また、自助・共助の協調で県民に責任転嫁をするのではなく、県の責任で「水」や「簡易トイレ」等、災害がおこれば直ちに誰もが必要となる備蓄品を、必要な人には配布し、県民全体の防災意識の高揚、徹底に努めること。
 11. ハザードマップをすべての県民に配布し、同時に各市町村と連携し、それぞれの地域の誰にでもわかりやすい「防災ハンドブック」を作成、配布するなど住民に基礎的な情報を公表すること。
 12. 市町村におけるトイレトレーラー配備を支援すること。
 13. 「感震ブレーカー」の普及を市町村と連携してすすめること。財政支援をおこない、一層の広報を実施すること。
 14. 防災士養成は目標を持ち、促進すること。市町村や自治会・町内会の防災士養成を支援し、「町内会の数ほど防災士を」「すべての学校に防災士を」など目的意識的な取り組みをすすめること。

【6】県民本位の総合的な道路、交通対策をすすめる

1. 第2阪奈道路については引き続き、防音壁を設置するなど、騒音・排気ガス対策などについて住民の要求をネクスコに伝え、実現を求めること。
2. 乗客サービスの向上、福祉タクシーの拡充、自家用車以外に輸送手段のない過疎地やバス路線のない地域での乗合いタクシー方式やデマンドバスなどによる輸送の確保、観光業者や旅館などの連携による観光タクシーなど、事業の拡大・研究を支援すること。市町村への支援を強化拡充すること。
3. 県南部地域で、買い物や通院などに不可欠な国道168・169号線(「アンカールート」)の維持補修、整備とともに、国道に通じる網の目の生活道路網を確保、整備すること。
4. 奈良市内の渋滞対策をすすめるためにも、自動車のこれ以上の流入を規制し、人と環境にやさしい電気バスなどの導入を検討すること。
5. 高速自動車道中心の道路政策から生活道路を中心として、歩道や自転車道の整備など安全対策を強化すること。道路の白線や横断歩道の白線など交通安全標識の総点検を行って、改善を進めること。
6. 鉄道駅の無人化、運行本数の削減の中止を求めること。駅のバリアフリー化を促進すること。
7. 無料駐車場や貨物専用パーキングなど必要に応じて増設すること。

8. 道路交通法改正による駐車違反取り締まりは、公共性、必要性の高い業務車両については、「許可証」を発行し、機械的取締りをおこなわないよう配慮するよう、県警察に求めること。

4 文化遺産を自然や景観と一体に保存する

1. 平城宮跡の保存活用計画を策定すること。埋蔵文化財を守るため、地下水の保全を図ること。
2. 開発による古墳や埋蔵文化財の破壊を許さず、文化財保護予算を大幅に増やし、貴重な文化遺産を周辺の景観と一体としてまもり、次代に正しく継承すること。
3. 文献資料の散逸をふせぐために、県費による買い取りをすすめ、当面、県立図書情報館での保全・閲覧など必要な措置をとること。
4. 「奈良県史」の編纂事業計画を策定し、推進すること。地質時代から近・現代にいたる全時代をカバーする自然史を含む総合博物館構想を専門家、県民参加で実現すること。
5. オオヤマト古墳群の史跡指定を求め、保存対策を講ずること。オオヤマト古墳群とその周辺地域の歴史的文化的環境の保全を図ること。纏向遺跡の保存と活用をはじめ市町村の調査や保全に県として支援すること。
6. 大台ヶ原、大峰山系の自然を守るために、保護地域以外の森林伐採、林道の造成などについても規制をつよめること。大台ヶ原の自動車の交通規制をおこなうこと。吉野山の桜を守るため、必要な支援をおこなうこと。
7. 古都奈良の文化財遺産を酸性雨などの大気汚染から守るための適切な措置をとること。建造物の破損修理にたいする国・県の補助率を引き上げ、寺院、神社の負担を軽減すること。文化財の耐震補強および総合防災対策を強化すること。
8. 春日山原始林や奈良公園などで深刻化するナラ枯れや針葉常緑樹の枯死問題の原因究明に努め、保全に全力をつくすこと。アライグマの被害から文化財を守る対策をすすめること。
9. 歴史的眺望景観をたいなしにするJR奈良駅周辺の高さ規制を元の25mまで引き下げること。電線の地中化を年次計画化し、実施すること。
10. 文化財を守るための保存管理計画や環境基準をつくること。平城宮跡内の近鉄線の移設(地下トンネル計画)は見直すこと。
11. 県庁屋上の塔屋を撤去すること。県庁屋上の花壇は見苦しい状況である。手入れをするか、もしくは撤去するなどきれいにする。
12. 県内の文化財補修の技術者を養成、支援すること。
13. 平群町のメガソーラー建設にあたっては、住民の安全確保へ適正な行政指導をおこなうこと。開発の許可取り消しを求める。
14. 馬見丘陵公園の公園内移動支援のカート利用料軽減は障がいのある方に加え、高齢者も対象にすること。駐車場は有料化をしないこと。
15. 再生可能エネルギーの利用促進のためにより積極的な目標をもって取り組むこと。
16. 住宅の断熱化など省エネ・再エネ導入を促進する補助事業を抜本的に拡充すること。
17. 学校や公共施設の省エネ・断熱化、太陽光パネル等の設置や省エネ機器の導入等市町村が行う事業に対して補助をすること。
18. ごみ処理広域化計画を改め、ごみの徹底した分別や減量化を促進すること。

5 住民福祉の機関としての地方自治体を守り、県民に開かれた公正で清潔な政治に

1. 行財政について、職員による総点検をおこない、むだをなくし、県民生活にとって必要な部署には人と財源を確保

すること。

2. 財源確保のために、政府に地方交付税の削減、国庫補助負担金の縮小、廃止の撤回と地方交付税率の引き上げ、高利政府資金地方債の借り換え、十分な税財源の移譲など財政措置を求めること。
3. 県公共事業は土木偏重から生活密着型にきりかえること。公共事業は、特別養護老人ホームの増設、県営住宅の建て替えの促進、高齢者や障害者が住みやすい住宅改造の促進、歩道の段差解消、道路の点字施設など障害者やお年寄りが自由に歩ける街づくり、小中学校や高校の大規模改修など暮らし福祉型に切り替えること。
4. 公共事業について住民参加の評価制度をつくり、不要不急の公共事業を凍結するなど、抜本的な見直しをおこなうこと。公共事業の入札を改善し、適正な価格で競争できるようにすること。
5. 地域防災力を強化するための支援を抜本的に強化すること。
6. 政府は新たな地域戦略として「集約と活性化」を打ち出している。この集約化は本来の地方自治制度から離れて行政サービスの後退、住民自治をゆがめるものとなる。そして「道州制」につなげるねらいもあることから、このことに反対すること。
7. 住民の身近な基礎自治体である市町村財政の危機的状況を打開し、その役割や機能が十分発揮できるように支援を強めること。
8. 過疎化がすすむ山間自治体へ、住民が住み続けられるよう特別の支援をおこない、情報を公開すること。
9. 県域水道一体化で設置された「企業団」では、議論を十分におこなえるよう県民が知るべき情報を公開すること。
10. 情報公開条例の運用にあたっては、知事や警察本部長の判断で、不当に公開内容を制限することのないようにすること。各種の開発事業などの構想段階からの検討資料、審議会等の議事録など意思形成過程の情報を含め公開すること。
11. 住民代表が行政を監視する制度であるオンブズマンを制度化する。奈良県独自の警察オンブズマンを制度化するとともに、県公安委員会を民主的に改組し、機能を強化すること。
12. 資産公開条例だけでなく、政治倫理条例を改正し、公共事業受注企業からの知事および議員にたいする献金の禁止、議員が役員になっていたり、議員の配偶者などが経営する土木建設業の公共事業請負の実質上の禁止を義務づけること。
13. プロポーザル方式の入札については、改善をさらにすすめ、公正・ガラスばりの入札制度に改革すること。公共事業の設計金額の事前公表を拡大して、不正な談合を排除すること。落札後の入札経過と契約の内訳書を公表すること。
14. 奈良県内の労働組合状況を正しく反映して奈良県地方労働委員会の構成を公正にする。審議会などへの労働団体代表の参加などについても公正にあつかうこと。
15. 各種審議会への議員の専任はやめること。また各種審議会への弁護士の選任については弁護士会の推薦を経てもおこなうよう改善する。委員の選任は公募制などを取り入れ、女性の比率を高めること。
16. 選挙の投票率向上の取組をすすめること。

【1】同和対策事業は終結を

1. 同和事業を「人権」の名で半ば永久化する「差別解消法」は撤回すること。
2. 「人権教育」の名での誤った同和教育、同和啓発の押し付けを改め、憲法にもとづく基本的人権の確立にむけ、だれにも強制されない自由な人権啓発活動に転換すること。
3. 解放センターは廃止すること。

【2】女性の権利を守り、男女平等を

1. すべての部局において、ジェンダー平等の視点を貫くこと。
2. 女性センターの機能、体制を強化して、男女共同参画にとりむ女性を支援すること。名称を残すこと。
3. 推進協議会のメンバーの人数は多様な団体からおこなうよう改めること。
4. 女性就業率ワースト1の現状を分析し、女性の雇用を保障し、時間外、深夜・休日労働を男女ともに法的規制するなど、労働基準法を見直し、差別撤廃をするよう政府に働きかけること。
5. 労基法改悪で女子保護規定の撤廃により、女性労働者の健康や母性の破壊が進んでいる。県としても実態調査をおこない、改善の取り組みをすすめること。

6. 女性への暴力は犯罪であり、人権侵害であるという社会的認識を確立するために、教育・啓蒙を強めること。いつでも気軽に相談できる24時間体制の電話相談や、公的カウンセリングなどの体制を強化すること。
7. 子ども家庭相談センターの、専門知識をもつ看護師、医師、相談員の養成増員をさらにすすめ、関係機関との連携を強めること。
8. L G B Tを含む性的少数者のため社会的環境整備に取り組むこと。
9. 性と生殖に関する健康と権利について、子どもたちが発達段階に応じて、学び、知ることができるよう、県と教育委員会、関係機関が連携してすすめること。

【3】憲法改悪に反対、平和と民主主義を守る

1. 核兵器廃絶のために努力することを明記した平和県宣言にもとづいて、「宣言」全文を県民に広報し、8月6日と9日に県下の全寺院に非核平和のために梵鐘を打ち鳴らすよう要請すること。平和関連行事について県施設使用料を無料にすること。
2. 県の戦争資料収集は、平和資料館創設を展望する取り組みとなるよう、広範な県民の協力のもとにすすめる。戦争遺跡の調査と保存をすすめ、平和教育に役立てること。
3. 航空自衛隊幹部候補生学校の基地の撤去を要求し、跡地にはスポーツ施設など文化施設を建設する。陸上自衛隊駐屯地(基地)の県内誘致は、推進しないこと。
4. 憲法九条の改悪に反対し、憲法を生かした平和行政をすすめること。平和施策を促進の担当課を設置すること。
5. 住民の安全・安心に名をかりた監視社会を助長し、憲法で保障されたプライバシー権、肖像権を侵害する監視カメラ設置などの施策は推進しないこと。
6. 県立大学にヒロシマ・ナガサキ講座を開設すること。県内でおこなわれる“火の祭り”などの催事に「原爆の火」を使い、また学校や県営施設に「被爆アオギリの木」を植樹するなどして、県民的に核兵器の廃絶を呼びかけること。
7. 自衛隊関連施設周辺の県民の権利を侵害する「土地利用規制法」を廃止するよう、国に求めること。

6 県警察への要望

1. 取り調べの全面的な可視化をすすめること。
2. 県民に開かれた民主的改革をすすめ、警察官の不祥事をなくすこと。

以上